

I 令和5年分における相続税の申告事績の概要

令和5年分における被相続人数（死亡者数）は56,619人（対前年比101.1%）でした。
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は4,408人（同100.4%）で、その課税価格の総額は5,063億63百万円（同101.0%）、申告税額の総額は516億4百万円（同98.2%）でした。

○ 相続税の申告事績

項目		年分等		対前年比
		(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 55,985	人 56,619	% 101.1
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 782 人 4,389	外 761 人 4,408	外 97.3 % 100.4
③	課税割合 (②/①)	% 7.8	% 7.8	ポイント 0.0
④	相続税の納税者である相続人数	人 9,343	人 9,376	% 100.4
⑤	(注3) 課税価格	外 44,442 百万円 501,375	外 42,455 百万円 506,363	外 95.5 % 101.0
⑥	税額	百万円 52,573	百万円 51,604	% 98.2
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 外 5,683 万円 11,423	万円 外 5,579 11,487	外 98.2 % 100.6
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,198	万円 1,171	% 97.7

- (注) 1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

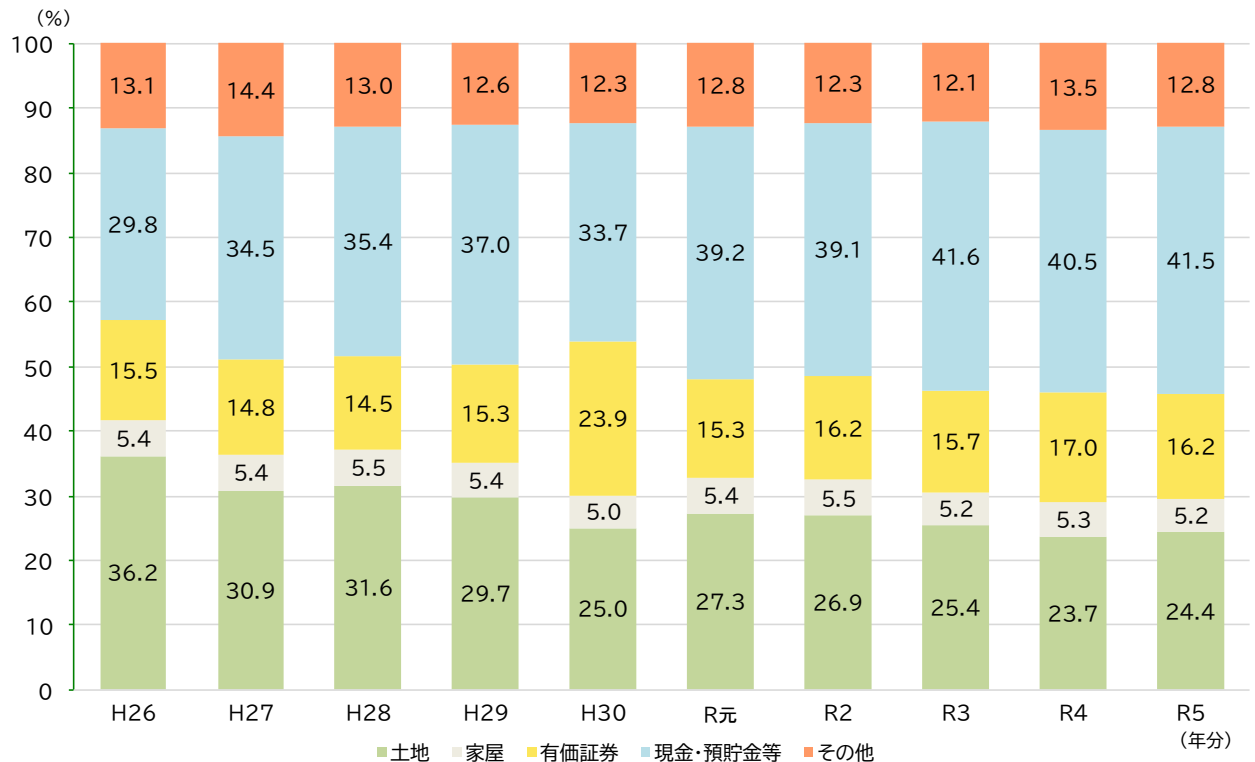
Ⅱ 参考計表

1 相続財産の金額の推移

年分 \ 項目	土地	家屋	有価証券	現金・ 預貯金等	その他	合計
	億円	億円	億円	億円	億円	億円
平成26年	950	143	407	781	343	2,624
27	1,171	206	561	1,309	546	3,793
28	1,226	214	562	1,374	500	3,876
29	1,127	206	579	1,404	478	3,794
30	1,121	226	1,070	1,508	552	4,477
令和元年	1,145	228	641	1,644	537	4,195
2	1,097	225	661	1,594	500	4,076
3	1,114	229	687	1,824	530	4,384
4	1,233	278	885	2,109	701	5,206
5	1,268	268	844	2,156	665	5,201

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

Ⅲ 四国各県の状況

相続税の申告事績（徳島県）

項 目		年 分 等	(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 10,968	人 11,263	% 102.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 180	人 902	人 900	% 外 78.3 99.8
③	課税割合 (②/①)		% 8.2	% 8.0	ポイント ▲ 0.2
④	相続税の納税者である相続人数		人 1,851	人 1,892	% 102.2
⑤	(注3) 課税価格	外 9,915	百万円 104,458	百万円 105,323	% 外 79.7 100.8
⑥	税額		百万円 9,539	百万円 11,046	% 115.8
⑦	1 被 人 相 当 続 た り り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,508 11,581	万円 外 5,604 11,703	% 外 101.7 101.1
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,058	万円 1,227	% 116.0

- (注) 1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
- 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（香川県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 13,552	人 13,653	% 100.7
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 199 1,278	人 外 213 1,326	% 外 107.0 103.8
③	課税割合 (②/①)	% 9.4	% 9.7	ポイント 0.3
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,687	人 2,797	% 104.1
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 11,877 137,246	百万円 外 11,940 149,937	% 外 100.5 109.2
⑥	税額	百万円 13,039	百万円 16,186	% 124.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,968 10,739	万円 外 5,606 11,307	% 外 93.9 105.3
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,020	万円 1,221	% 119.7

- (注) 1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
- 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（愛媛県）

項 目		年 分 等	(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	19,993	20,265	101.4%
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 284	1,470	1,456 外 296	99.0% 外 104.2
③	課税割合 (②/①)	%	7.4	7.2	ポイント ▲ 0.2
④	相続税の納税者である相続人数	人	3,243	3,154	97.3%
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 16,163	174,356	171,338 外 16,143	98.3% 外 99.9
⑥	税額	百万円	21,384	16,839	78.7%
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,691	11,861 外 5,454	99.2% 外 95.8
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,455	79.5%

- (注) 1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
- 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（高知県）

項 目		年 分 等	(注1) 令和4年分	(注1) 令和5年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	11,472	11,438	% 99.7
②	相続税の申告書 の提出に係る被相続人数	人 外 119	739	726 外 111	% 外 93.3 98.2
③	課税割合 (②/①)	%	6.4	6.3	ポイント ▲ 0.1
④	相続税の納税者である 相続人数	人	1,562	1,533	% 98.1
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 6,486	85,315	79,765 外 6,469	% 外 99.7 93.5
⑥	税額	百万円	8,612	7,533	% 87.5
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,451 11,545	万円 外 5,828 10,987	% 外 106.9 95.2
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,165	万円 1,038	% 89.1

- (注) 1 令和4年分は令和5年10月31日まで、令和5年分は令和6年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。
- 2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。
- 3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。
- 4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

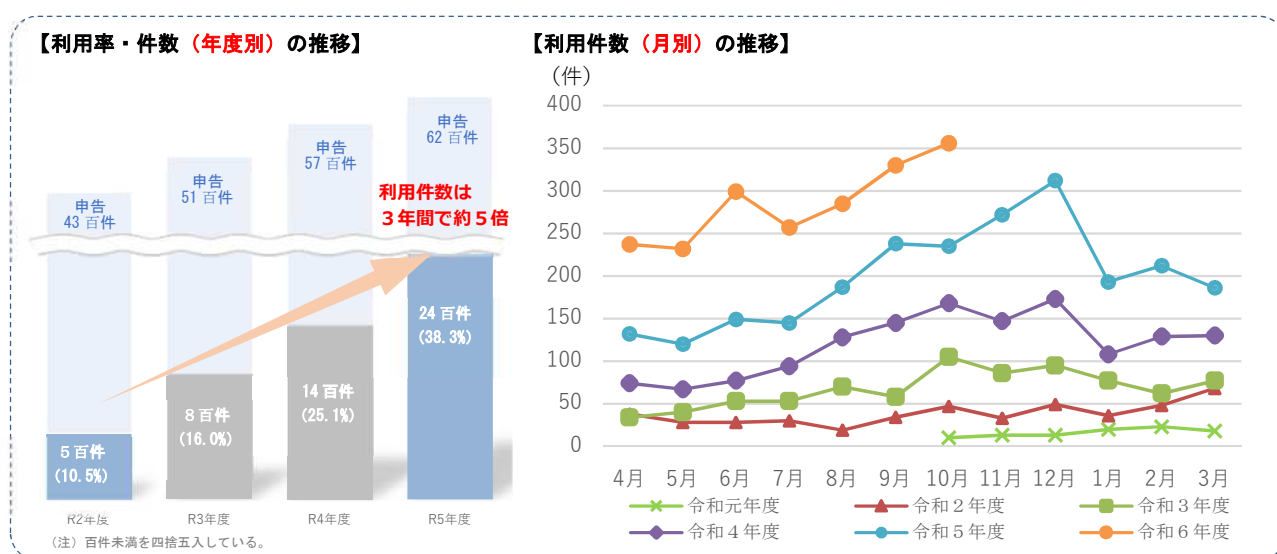
IV e-Tax の利用状況等

国税庁においては、あらゆる手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

相続税申告についても、令和6年度の e-Tax 利用率の目標値を 48% に設定し、税理士会を通じた利用勧奨や相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨などを実施することにより、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

◆ 令和5年度の相続税申告の e-Tax 利用率は、38.3%

令和5年度における相続税の申告の e-Tax 利用件数は 24 百件で、前年度に比べ 9 百件増加となり、e-Tax 利用率は 38.3% と、前年度に比べ 13.2 ポイント上昇となりました。



◆ e-Tax の利用が更に便利に

相続税 e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しております。

また、これらの方策を掲載したリーフレットなど相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を国税庁 HP 内に開設し、周知・広報を積極的に行っています。

- **利用者識別番号の確認の簡素化**（令和6年12月～）
 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
 → 財産取得者の暗証番号の再発行が不要な場合には、1件の変更等届出書で複数人の財産取得者の利用者識別番号の有無等の確認が可能となりました。
- **e-Tax マイページへの「贈与税申告」情報の追加**（令和7年1月～）
 e-Tax マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去に e-Tax で提出された贈与税申告書が参照可能になります。
 → 令和7年5月以降は、e-Tax 上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士についても、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になります。